

令和3年3月31日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会  
(公印省略)

### 令和3年4月以降の診療報酬の臨時的取扱いおよび薬価基準改定について

平素は本会事業の推進に際し、ご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、既にご連絡しておりますが、令和3年4月以降の診療につきまして、各医療機関における感染症対策に係る評価として、全ての患者及び利用者の診療等については、「特に必要な感染症対策」を講じた上で診療等を実施した場合、

- ①初診料、再診料、外来診療料、小児科外来診療料、小児かかりつけ診療料、在宅患者訪問診療料（Ⅰ）（Ⅱ）、在宅患者訪問看護・指導料等を算定する場合は、「医科外来等感染症対策実施加算（5点）」をさらに算定できる。
- ②入院基本料、特定入院料、短期滞在手術等基本料を算定する場合は、1日につき「入院感染症対策実施加算（10点）」をさらに算定できる。

とされていますので、感染対策を講じた場合は、感染症対策実施加算の算定について、ご留意ください。

（「特に必要な感染症対策」とは、「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き」等を参考に、感染防止等に留意した対応を行うことです。）

また、2021年度から毎年度薬価改定が実施されることになり、令和3年4月から薬価基準が改定され、全体のおよそ7割の品目の薬価が引き下げられます。

4月から患者さんの窓口負担が変わることになりますので、あわせてご留意くださいますようお願いいたします。

担当事務局：大阪府医師会保険医療課 電話 06-6763-7001